

改正 平成13年7月23日 平成19年3月30日
平成26年5月7日 平成30年4月1日

（設置）

第1条 「八王子ビジョン2022」に掲げる受益者負担の適正化を推進するため、受益者負担の適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- （1） 公共施設の利用等の市が提供するサービスにかかる経費のうち、受益者が負担する経費（以下「受益者負担額」という。）の基本的な考え方に関すること。
 - （2） 使用料・手数料等の適正な受益者負担額の設定及び改定に関すること。
 - （3） 使用料・手数料等の減額・免除の具体的な考え方に関すること。
- 2 委員会は、協議・検討した事項をまとめ、行財政改革部長に報告する。

（組織）

第3条 委員は、次の職にある者をこれに充てる。

都市戦略部都市戦略課長
総合経営部総合計画第一課長
行財政改革部行革推進課長
行財政改革部行政管理課長
市民活動推進部学園都市文化課長
財務部財政課長
税務部税制課長
市民部市民生活課長
福祉部福祉政策課長
医療保険部地域医療政策課長
健康部生活衛生課長
子ども家庭部子どものしあわせ課長
資源循環部ごみ減量対策課長
まちなみ整備部公園課長
道路交通部交通事業課長
学校教育部学校教育政策課長
生涯学習スポーツ部生涯学習政策課長

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長は、必要と認めたときは関係職員の出席を求めることができる。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、行財政改革部行革推進課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。